

総合評価方式入札（特別簡易型）における価格以外の評価項目・評価基準

工事名：（仮称）地域共生交流施設及び周辺整備工事（電気設備工事）

発注形態：特定建設工事共同企業体（Ａ・Ｂグループ２者ＪＶによる場合）

評価の視点	配点	評価項目	評価基準	内訳	対象
1 企業の技術力	5	ア 過去15年間の同種・同規模公共工事の施工実績・電気設備工事（延床面積10,000㎡以上のS・RC・SRC造に関する工事）・11億9千万円以上	a 施工実績が2件以上	3	A
			b 施工実績が1件	1.5	
			c なし	0	
		イ 技術者の資格保有状況に基づく信頼度	a 技術士（電気電子部門）又は1級電気工事施工管理技士を取得して10年以上経過した技術者が5人以上いる。	1	A
			b 技術士（電気電子部門）又は1級電気工事施工管理技士を取得して10年以上経過した技術者がいる。	0.5	
			c なし	0	
		ウ 品質管理の取組状況	a ISO9001を取得	0.5	A
			b 未取得	0	
		エ 環境マネジメントシステムの取組状況	a ISO14001（又はISO14001 2.1）を取得	0.5	
			b 未取得	0	
2 配置予定技術者	7	オ 配置予定技術者の工事成績評定点（平成23年度以降に 監理技術者として従事 したもの）	a 86点以上	3	A
			b 83点以上85点以下	2	
			c 80点以上82点以下	1	
			d 65点以上79点以下	0.5	
			e 64点以下	0	
		カ 専任で配置する者が保有する国家資格等	a 技術士（電気電子部門）又は1級電気工事施工管理技士	1.5	B
			b 2級電気工事施工管理技士	1	
			c なし	0	
		キ 専任で配置する者の、公共工事の施工経験（担当した役割）	a 監理技術者又は主任技術者	1.5	B
			b なし	0	
		ク 専任で配置する者に関する継続教育（CPD）の取り組み	a A・Bグループともに取得単位あり	1	AB
			b A・Bグループのいずれかに取得単位あり	0.5	
			c A・Bグループともになし	0	
3 地域貢献・その他	6	ケ 防災協定	a あり	2	B
			b なし	0	
		コ 過去3年間の春日市での施工実績	a 過去3年間に 3件以上 春日市内における電気設備工事の実績がある。	2	B
			b なし	0	
		サ 地域精通性について	a 本店、支店等の所在地が本市市内	2	B
			b 本店、支店等の所在地が本市市外	0	
合計	18				

- ア ・平成２３年４月以降に完成した電気設備工事で、契約金額が１１億９千万円以上の公共工事（延床面積10,000㎡以上のＳ・ＲＣ・ＳＲＣ造に関する工事）を対象とする。
（当該実績が共同企業体である場合は、代表構成員であること。出資割合に応じて金額を案分する必要はない。）
・施工実績については、記載する工事のCORINSの登録内容確認書の写しを提出すること。CORINSに登録がない場合又はCORINSの記載内容で調書に記載する内容が不明な場合は、確認できる資料を必ず添付すること。
・該当する工事を２回以上行っている場合、そのうち２件について記入すること。
- イ ・技術者については、告示日において当該会社に在籍している者に限る。
・添付資料は、資格を証明する書類の写しなど上記項目の内容が確認できる書類とする。
- ウ・エ I S Oについては、対象業務を建設工事とし、認証の写しを提出すること。
- オ ・配置予定技術者は、告示日において３カ月以上の雇用関係がある者に限る。
・福岡県（全ての部局が対象）及び国土交通省（沖縄総合事務所を含む）発注の電気設備工事で、平成２３年４月以降に完成した工事、並びに春日市発注の電気設備工事で、平成３０年４月以降に完成した工事の評定点を対象とする。
・福岡県又は国土交通省（沖縄総合事務所を含む）の工事成績評定通知書及びCORINSの登録内容確認書の写しを提出すること。
CORINSに登録がない場合又はCORINSの記載内容で、調書に記載する内容が不明な場合は、確認できる資料を必ず添付すること。
・配置予定技術者に関する添付書類については、イと同じ。
- カ 資格を証明する書類の写しを提出すること。
- キ ・令和３年４月以降に完成した電気設備工事の公共工事であること。
・配置予定技術者が監理技術者又は主任技術者として着工から完成まで従事した工事であること。
・CORINSの登録内容確認書の写しを提出すること。CORINSに登録がない場合又はCORINSの記載内容で、調書に記載する内容が不明な場合は、確認できる資料を必ず添付すること。
- ク 継続教育（ＣＰＤ）への取組みについては、取得単位が確認できる書類を添付すること。なお、評価対象とする単位は、建築ＣＰＤ情報提供制度又はこれと連携するＣＰＤ制度（建設業振興基金、日本建築士会連合会、日本建築家協会、建築設備士関係団体ＣＰＤ協議会その他これらに準ずる制度）のものとする。
- ケ 本市と取り交わした「災害時における応急対策業務に関する協定書」の写しを提出すること。
- コ ・令和５年４月１日から令和８年３月３１日までに春日市が発注した、契約金額が１３０万円以上の電気設備工事とする。
・施工実績については、記載する工事のCORINSの登録内容確認書の写しを提出すること。CORINSに登録がない場合又はCORINSの記載内容で、調書に記載する内容が不明な場合は、確認できる資料を必ず添付すること。